

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための会議、その他の組織に関する事項

当院における感染対策に関する意思決定機関として、院内感染対策会議を設置し、毎月 1 回会議を行い感染対策に関する事項を検討します。

病院長の直轄に院内感染対策室を設置します。また、感染防止対策の実務を行う感染対策チーム（ICT）を設けます。ICT とは別に、抗菌薬適正使用支援チーム（AST）を組織し、抗菌薬の適正使用の実務を行います。

3. 院内感染対策のための職員研修に関する事項

職員の感染対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年 2 回以上行います。

4. 感染症発生状況報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、ICT での検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合、ICT が速やかに対応します。また、必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者ご本人等に対する当該取組事項の閲覧に関する事項

この取組事項は院内に掲示し、患者ご本人及びご家族などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. 抗菌薬適正使用に関する事項

抗菌薬使用患者は AST が介入し、適切な抗菌薬使用となるように努めます。

8. 地域連携に関する事項

地域の病院・医療施設と連携し、各施設の感染対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています。

9. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

2024 年 6 月 1 日

2025 年 4 月 10 日 改定

富山西総合病院 院内感染対策会議